

Shimotsuke
Information
2**木造住宅耐震補助
について**

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅に対して、耐震アドバイザー派遣、耐震診断・補強計画策定助成、耐震改修・建て替えの費用の一部助成を実施しています。

耐震アドバイザー派遣事業

耐震アドバイザーは、栃木県の認定を受けた建築の専門家です。実際に建物を見て建築物の耐震診断や耐震改修に関する技術的助言を行います。市が派遣費用を負担します。

■対象住宅

店舗併用住宅を含む住宅（店舗の床面積は住居の1/2未満）

■費用 無料**木造住宅耐震診断事業**

木造住宅耐震診断は、専門家に調査を依頼し、耐震性の有無

を診断するほか、耐震診断結果をもとに補強計画を策定します。

■対象住宅 次のすべての項目に該当する住宅

- ・木造2階建て以下の一戸建て住宅（併用住宅を含む）
 - ・在来軸組工法により建築された住宅
 - ・賃貸を目的としない住宅
- ※在来軸組工法とは、コンクリートの基礎の上に木材で骨組みを組み、外壁材・内壁材を組み込んでいく工法

■対象者 次のすべての項目に該当する方

- ・補助対象住宅を所有する方でその住宅に居住する方
- ・木造住宅耐震診断事業補助金を初めて受ける方
- ・市税の滞納がない方

■補助額

- ①耐震診断のみを実施する場合 2万円（上限）

②補強計画策定のみを行う場合 8万円（上限）

③耐震診断と補強計画策定を同時に実施する場合 10万円(上限)

木造住宅耐震改修等事業

木造住宅耐震診断を実施し、耐震性を満たさない住宅の補強工事または建て替えを行う場合に費用の一部を助成します。

■対象住宅

耐震診断等の結果、耐震改修が必要とされた住宅

■対象者

・耐震診断等を実施し、耐震改修または建て替えを実施するもの

・対象住宅を所有し居住しているもので市税等の滞納がない方

■補助額 80万円（上限）

耐震改修または建て替えに要した経費の1/2以内。

■問い合わせ先

都市計画課 ☎(32) 8909

**はり師・きゅう師、
あん摩マッサージ指圧師の方へ**

厚生労働省からの通知を受け、市でもはり・きゅう及びあん摩マッサージ指圧について、平成31年1月1日施術分から受領委任制度を導入します。

これに伴い、平成31年1月1日施術分から代理受領による療養費支給申請書を本市で受付できなくなりますのでご注意ください。

受領委任制度導入に伴い、上記施術分からは受領委任用申請書に様式変更となります。

厚生労働省のホームページからダウンロード等をしてお使いください。

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8895

Shimotsuke
Information
3**市民課南河内窓口移転に伴い
窓口業務を休止します**

南河内図書館2階で業務を行っている市民課南河内窓口を隣接する南河内公民館へ移転します。移転作業に伴い下記のとおり窓口業務を休止しますが、利用者の皆さまには大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、平成31年1月4日(金)から移転先での窓口業務を再開します。

■休業期間 12月26日(水)～平成31年1月3日(木)

■移転先 南河内公民館

■問い合わせ先

市民課南河内窓口 ☎(48)2111

Shimotsuke
Information
4**住民基本台帳カードの電子証明書をご利用の方へ**

12月21日(金)をもって住民基本台帳カードの電子証明書はすべて有効期間終了となり、電子証明書がご利用できなくなります。有効期間終了後の電子証明書の発行には、マイナンバーカードの申請が必要となります。マイナンバーカードの交付には約1か月程度の時間を要します。確定申告等で電子証明書を利用する場合は、お早めにマイナンバーカードの申請をお願いします。

申請は、郵送またはインターネットで行うことができます。詳しくはマイナンバー通知カードと一緒に同封されていたパンフレットやマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

※住民基本台帳カードに電子証明書以外の機能（コンビニ交付など）を付けている場合や、住民基本台帳カード自体はカードに記載されている有効期限までご利用できます。

■問い合わせ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178 市民課 ☎(32)8896